平成２２年（フ）第３５９号
大阪府岸和田市土生町1356番地の９
破産者　山野　　弘
１　決定年月日　平成22年11月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第３９８号
大阪府和泉市春木川町30番地の１
破産者　北坂　敏弘
１　決定年月日　平成22年11月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第４２７号
大阪府和泉市寺田町２丁目４番27号
破産者　石田　隆彦
１　決定年月日　平成22年11月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第６５６号
大阪府泉大津市曽根町２丁目11番43―306号、前住所大阪府泉大津市東雲町11番14―805号
破産者　岡田　美里
１　決定年月日　平成22年11月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第７８９号
神戸市中央区元町通６丁目６番５号セリオ元町通601号、従前の住所神戸市中央区栄町通２丁目３番３―401号
破産者　西陽紅こと梅龍鎮こと　福田愛梨子
１　決定年月日　平成22年11月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第５７３号
兵庫県加古川市別府町新野辺66番地の３アン・ジュール102号
破産者　村上　雅哉
１　決定年月日　平成22年11月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２２年（フ）第５０号
兵庫県豊岡市戸牧587番地　トーヨーハイツ豊岡Ｂ103号、住民票上の住所兵庫県加古川市加古川町大野381番地の25
破産者　山本　義雄
１　決定年月日　平成22年11月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所豊岡支部破産係

平成２２年（フ）第５５２号
広島県廿日市市梅原２丁目10番10―105号
破産者　鈴本　　一
１　決定年月日　平成22年11月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第３８２号
熊本市神水本町12番80号
破産者　角中　直也
１　決定年月日　平成22年11月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部

平成２２年（フ）第２６３号
熊本市下江津２丁目１番17号
破産者　木村　　誠
１　決定年月日　平成22年11月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部

平成２２年（フ）第１７３８号
札幌市東区北10条東10丁目３番10―205号
破産者　佐藤　亮介
１　決定年月日　平成22年11月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１９３９号
札幌市東区北19条東15丁目３番５号　ルーベデンス環状東201号
破産者　湊　真由美
１　決定年月日　平成22年11月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２２１号
北海道旭川市南が丘３丁目２番２号
破産者　水口　　勉
１　決定年月日　平成22年11月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第３１８号
北海道稚内市こまどり５丁目１番16号
破産者　横澤　輝一
１　決定年月日　平成22年11月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第３５５号
北海道旭川市東光12条９丁目２番３号
破産者　堀口智惠美（旧姓夏井）
１　決定年月日　平成22年11月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第３６６号
北海道旭川市錦町11丁目1124番地
破産者　前川　優子
１　決定年月日　平成22年11月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第４９３号
盛岡市津志田27地割30番地１　コーポエモーション203号、旧住所盛岡市西仙北２丁目５番12号
破産者　瀧澤　安雄
１　決定年月日　平成22年11月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２２年（フ）第１０６号
宮城県石巻市新橋４番16号
破産者　小林　政志
１　決定年月日　平成22年11月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所石巻支部破産係

平成２２年（フ）第１１８号
宮城県石巻市雄勝町桑浜字羽坂72番地１
破産者　今野　英子
１　決定年月日　平成22年11月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所石巻支部破産係

平成２２年（フ）第１０８号
福島県会津若松市馬場町３番18号
破産者　新川　　実
１　決定年月日　平成22年11月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所会津若松支部破産係